

平成18年5月12日

平成18年度のストックオプション（新株予約権）に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、取締役に対するストックオプションのための報酬等の決定に関する議案を、平成18年6月29日開催の当社第106回定時株主総会に提案することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

当社は、固定的な要素のあった従来の役員退職慰労金制度を、平成16年6月29日開催の第104回定時株主総会の日をもって廃止し、その後も役員の報酬制度全体をさらに透明性・客観性の高いものへと改定してきました。当社の役員報酬制度は、有識者を加え第三者の視点も十分取り入れた当社報酬諮問委員会にて検討されたものです。

本役員報酬制度では、固定報酬である基本報酬と、業績目標の達成度や株価によって変動する業績連動報酬の割合をほぼ同比率としています。業績連動報酬は、毎年の業績に応じて支給される賞与、平成17年度からスタートした3ヵ年計画の目標を基準とした「中期インセンティブとしてのストックオプション」、株主との利益意識の共有を主眼とした「長期インセンティブとしてのストックオプション」からなり、当社役員に単年度だけでなく中長期的な視野をもって、業績や株価を意識した経営を動機づける設計となっています。第106回定時株主総会（以下、本総会という。）では、上記の役員報酬制度における2種のストックオプションに関する議案を提案します。

会社法（平成17年法律第86号）施行後においては、取締役に対してストックオプションとして割り当てる新株予約権が取締役の報酬等の一部であると位置づけられたことに伴い、本議案は、平成元年6月29日開催の第89回定時株主総会で承認された取締役の報酬額（月額3,000万円以内）とはそれぞれ別枠として、取締役の報酬等について提案するものです。

また現在の取締役は7名であり、本総会に提案する第4号議案（取締役9名選任の件）が原案どおり承認可決されると取締役は9名となりますが、社外取締役2名に対しては本議案に基づくストックオプションを付与することは予定していません。

（注）会社法第361条においては、取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として株式会社から受ける財産上の利益を「報酬等」と呼んでおり、本議案における「報酬等」もこれと同義です。

1. 中期インセンティブとしてのストックオプション

提案の理由

当社の取締役が、株価を通じたメリットやリスクを株主と共有し業績向上と株価上昇への意欲を高めることを目的に、新株予約権の行使に際して出資される金銭の額を1円とする新株予約権を用いた中期インセンティブとしてのストックオプションを、平成18年度においても当社の取締役に対して付与することとします。ただし、平成18年度においては、取締役のうち執行役員の役位が昇格した3名を対象に、昇格後の役位に応じて付与する予定です。そのため平成18年度において、当社の取締役に対してストックオプションとして割り当てる以下の内容の新株予約権に係る報酬等の枠（割り当てる新株予約権1個あたりの公正価額に、割り当てる新株予約権の総数（15個以内とする）を乗じた額に相当する額）を、年額金3,000万円を上限として設ける旨を提案するものです。

(1) 新株予約権の目的である株式の数

新株予約権1個の目的である株式の数（以下、「対象株式数」という。）は、当社普通株式1,000株とする。

なお、当社が株式の分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。）または株式の併合を行う場合等、上記の対象株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で対象株式数を調整することができる。

(2) 新株予約権の行使に際して出資される金銭の額

新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、その1株あたりの価額は1円として、これに対象株式数を乗じた金額とする。

(3) 新株予約権の権利行使期間

平成20年7月1日から平成23年6月30日までとする。

(4) 新株予約権の権利行使の条件

- ①新株予約権の割当てを受けた者は、権利行使時においても、当社の取締役または執行役員の地位にあることを要す。ただし、任期満了による退任その他正当な理由のある場合にはこの限りではない。
- ②①但書にかかわらず、新株予約権の割当てを受けた者が平成18年7月31日から平成20年3月31日までの間に任期満了による退任、死亡その他正当な理由により当社の取締役および執行役員のいずれの地位も失った場合には、その在任期間に応じて、行使できる新株予約権の数を減ずるものとする。
- ③平成20年3月期決算における当社の連結売上高営業利益率の目標8%を基準とし、新株予約権の割当てを受けた者は、この目標値に対する実績値の達成率が90%以上であった場合に限り、その達成率に応じて本新株予約権を行使することができる。ただし、本計算式に用いる達成率は110%を上限とする。
- ④その他の権利行使の条件については、当社と新株予約権の割当てを受けた者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定める。

(5) 新株予約権の譲渡制限

新株予約権を譲渡により取得するには、当社取締役会の承認を要する。

(6) その他の新株予約権の内容

上記(1)ないし(5)の詳細および(1)ないし(5)に記載のない事項については、新株予約権の募集事項を決定する取締役会決議により定める。

2. 長期インセンティブとしてのストックオプション

提案の理由

当社の取締役が株主と利益意識を共有することを主眼に、長期的な株主価値の増大と報酬を連動させるとともに、優秀な人材を確保し資生堂グループ全体の企業価値向上に資するため、平成 18 年度においても当社の社外取締役を除く取締役 7 名に対してストックオプションを付与する予定です。

そのため平成 18 年度において、当社の取締役に対してストックオプションとして割り当てる以下の内容の新株予約権に係る報酬等の枠（割り当てる新株予約権 1 個あたりの公正価額に、割り当てる新株予約権の総数（85 個以内とする）を乗じた額に相当する額）を、年額金 4,000 万円を上限として設ける旨を提案するものです。

(1) 新株予約権の目的である株式の数

新株予約権 1 個の目的である株式の数（以下、「対象株式数」という。）は、当社普通株式 1,000 株とする。

なお、当社が株式の分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。）または株式の併合を行う場合等、上記の対象株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で対象株式数を調整することができる。

(2) 新株予約権の行使に際して出資される金銭の額

新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、その価額は、以下に定義する 1 株当たり行使価額に対象株式数を乗じた価額とする。

新株予約権の行使に際して出資される金銭の 1 株当たりの価額（以下、「行使価額」という。）は、新株予約権割当日の前日から遡って 20 日間（取引が成立しない日を除く。）の東京証券取引所における当社株式普通取引の終値の平均値に 1.05 を乗じた金額とし、1 円未満の端数は切り上げる。ただし、新株予約権の割当日の終値を下回らないこととする。

なお、新株予約権割当日後に、当社が株式の分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。）もしくは株式の併合または時価を下回る価額での株式の発行（新株予約権の行使の場合を除く。）を行う場合は、上記行使価額は、合理的な範囲で調整される。

(3) 新株予約権の権利行使期間

新株予約権の募集事項を決定する取締役会決議の日の翌日から当該決議の日後 10 年を経過する日までの範囲内で、取締役会の定めるところによる。

(4) 新株予約権の権利行使の条件

- ① 新株予約権の割当てを受けた者は、権利行使時においても、当社の取締役または執行役員の地位にあることを要す。ただし、任期満了による退任その他正当な理由のある場合にはこの限りではない。
- ② その他の権利行使の条件については、当社と新株予約権の割当てを受けた者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定める。

(5) 新株予約権の譲渡制限

新株予約権を譲渡により取得するには、当社取締役会の承認を要する。

(6) その他の新株予約権の内容

上記(1)ないし(5)の詳細および(1)ないし(5)に記載のない事項については、新株予約権の募集事項を決定する取締役会決議により定める。

〔ご参考〕 取締役を兼務しない執行役員に対するストックオプション

当社の役員報酬制度は、取締役および取締役を兼務しない執行役員を対象としており、当執行役員に対しても取締役と同様に「中期インセンティブとしてのストックオプション」および「長期インセンティブとしてのストックオプション」を付与します。

当執行役員に対する2種のストックオプションについては、上記の取締役に対するストックオプションとは別に、取締役会にて決議する予定です。

役員報酬制度に基づき、取締役を兼務しない執行役員に対して付与を予定しているストックオプションに関する新株予約権の発行規模は次のとおりです。

1. 中期インセンティブとしてのストックオプション

平成18年4月1日付で新たに執行役員に就任した3名に対して、ストックオプションとして割り当てる新株予約権に係る報酬等の枠（割り当てる新株予約権1個あたりの公正価額に、割り当てる新株予約権の総数（20個以内とする）を乗じた額に相当する額）を、年額金4,000万円を上限とする予定。

2. 長期インセンティブとしてのストックオプション

取締役を兼務しない執行役員16名に対して、ストックオプションとして割り当てる新株予約権に係る報酬等の枠（割り当てる新株予約権1個あたりの公正価額に、割り当てる新株予約権の総数（95個以内とする）を乗じた額に相当する額）を、年額金4,500万円を上限とする予定。

以 上